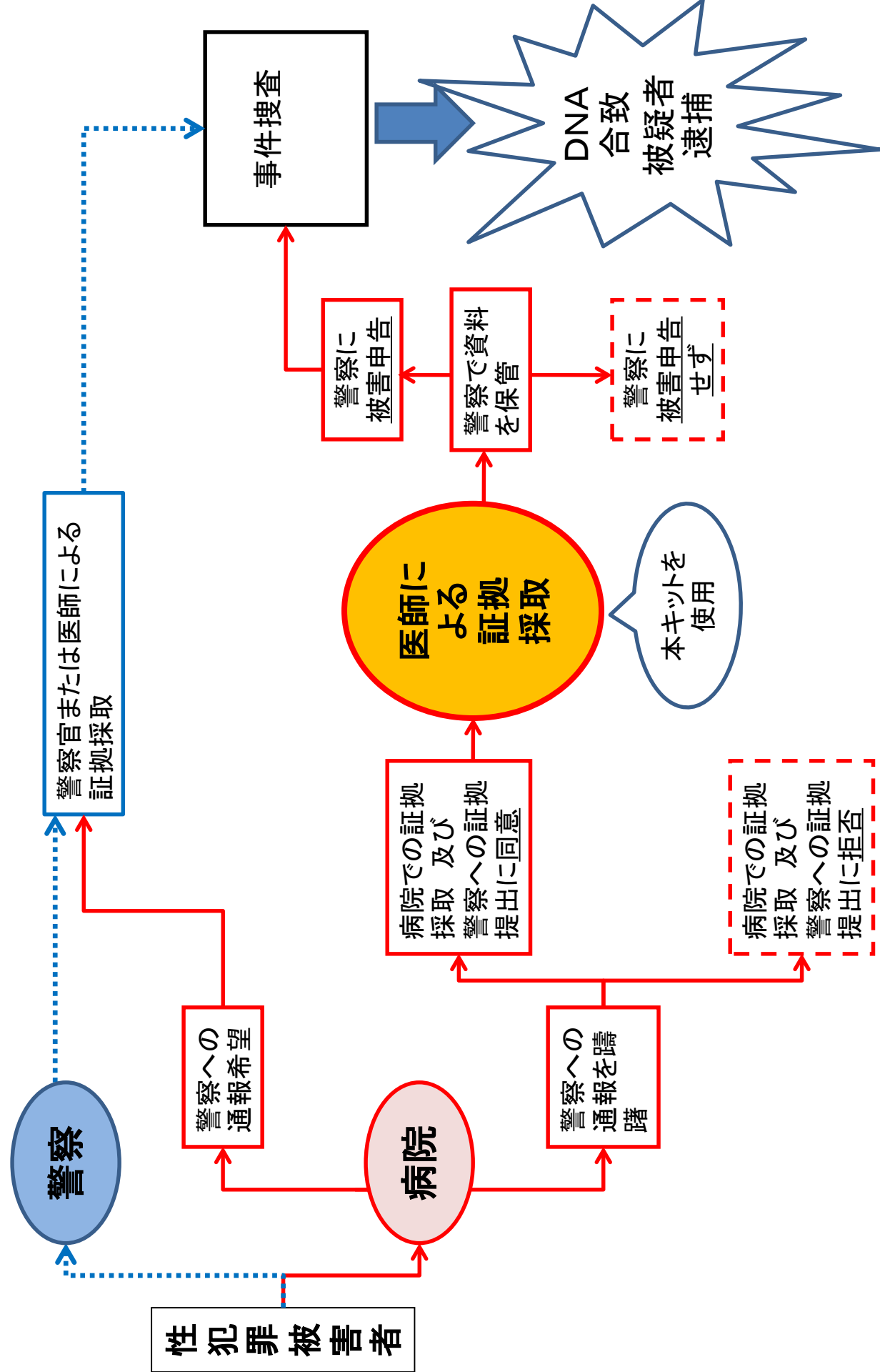


「女性活躍加速のための重点方針2016」該当箇所		
大項目	Ⅱ 女性の活躍を支える安全・安心な暮らしの実現	
中項目	1. 女性に対するあらゆる暴力の根絶	
小項目	(1) 性犯罪への対策の推進	
細項目	① 性犯罪の罰則の在り方について調査・審議を行っている法制審議会の答申を踏まえ、法改正を含む必要な措置を講ずる。 行政が関与する性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターの各都道府県最低1か所の設置を促進するため、ワンストップ支援センターの個々の運営状況や未設置の理由を更に調査し、地方公共団体への支援の在り方を検討するとともに、未設置の地方公共団体に対して既存の社会資源を活かした対応を含め設置の働きかけを更に行う。 また、都道府県警察におけるカウンセリング費用の公費負担制度の全国展開に向けた充実、<u>性犯罪証拠採取キットを配備する医療機関の拡大</u>等、性犯罪被害者の負担軽減のための各種取組の充実を図る。	
該当施策名 (事業名)	性犯罪に対する厳正な対処等 (医療機関における性犯罪証拠採取キットの試行整備)	
当該施策の背景・目的	被害者が届出を躊躇 ^{ちゅうちよ} している性犯罪に関して証拠資料の滅失防止を図り、被害の潜在化を防止する。	
当該施策の政策手段の分類		法令・制度改正
		税制改正要望
	○	予算
		28年度当初予算: 672 千円 28年度一次補正予算: - 千円 28年度二次補正予算: - 千円 29年度要求予算: - 千円
		機構定員要求
		その他(具体的に)
当該施策概要	協力の得られる医療機関に対し、国費による性犯罪証拠採取セットをあらかじめ配備しておき、当該医療機関を受診した性犯罪の被害者のうち、警察への被害の届出を躊躇している者の身体から、当該医療機関の医師等をして必要があると認めたときに資料採取を行い、当該資料について警察への提出を求めるもの。 警察においては、性犯罪証拠採取キットを配備する医療機関の拡大を図るため、平成26年度は5都道府県、平成27年度は10都道府県において、同キットの医療機関への試行整備を実施しており、平成28年度は予算措置が図られたことから、現在配布先の医療機関を調整中。 平成29年度については、試行の結果等を踏まえ、拡大の可否等について検討中。	
担当府省庁	警察庁	
	刑事局捜査第一課	

医療機関における性犯罪証拠採取セットの整備



「女性活躍加速のための重点方針2016」該当箇所		
大項目	Ⅱ 女性の活躍を支える安全・安心な暮らしの実現	
中項目	1. 女性に対するあらゆる暴力の根絶	
小項目	(1) 性犯罪への対策の推進	
細項目	① 性犯罪の罰則の在り方について調査・審議を行っている法制審議会の答申を踏まえ、法改正を含む必要な措置を講ずる。 行政が関与する性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターの各都道府県最低1か所の設置を促進するため、ワンストップ支援センターの個々の運営状況や未設置の理由を更に調査し、地方公共団体への支援の在り方を検討するとともに、未設置の地方公共団体に対して既存の社会資源を活かした対応を含め設置の働きかけを更に行う。 また、都道府県警察におけるカウンセリング費用の公費負担制度の全国展開に向けた充実、性犯罪証拠採取キットを配備する医療機関の拡大等、性犯罪被害者の負担軽減のための各種取組の充実を図る。	
該当施策名 (事業名)	都道府県警察におけるカウンセリング費用の公費負担制度の全国展開に向けた充実	
当該施策の背景・目的	第2次犯罪被害者等基本計画に基づき開催された有識者検討会の提言を受け、警察庁において平成26年3月から、部外有識者による「犯罪被害者の精神的被害の回復に資する施策に関する研究会」が開催され、27年4月に、「一部の都県警察で運用されているカウンセリング費用の公費負担制度を国の支援・関与の下で全国展開していくことが望ましいこと」などを内容とする「犯罪被害者の精神的被害の回復に資する施策に関する報告書」を取りまとめた。 これを受けて警察庁では、28年度予算において、犯罪被害者等のカウンセリング費用の公費負担制度に要する経費を都道府県警察費補助金により予算確保した。	
当該施策の政策手段の分類		法令・制度改正
		税制改正要望
	○	予算
		28年度当初予算：28,156 千円 28年度一次補正予算：－ 千円 28年度二次補正予算：－ 千円 29年度要求予算：28,156 千円
		機構定員要求
		その他(具体的に)
当該施策概要	犯罪被害者等のカウンセリング費用の公費負担制度に要する経費を都道府県警察費補助金により、引き続き予算確保し、同制度の全国展開に向けた充実を図る。	
担当府省庁	警察庁	
	長官官房給与厚生課犯罪被害者支援室	

犯罪被害者等のカウンセリング費用の 公費負担制度に要する経費

経緯

第2次犯罪被害者等基本計画（平成23年3月25日閣議決定）に基づく施策として、警察庁においては、平成26年3月から、「犯罪被害者の精神的被害の回復に資する施策に関する研究会」を開催し、検討が行われてきたところ、平成27年4月2日、「犯罪被害者の精神的被害の回復に資する施策に関する報告書」が取りまとめられた。

この中で、従来、警察が運用しているカウンセリング業務委嘱制度（警察から委嘱された民間の精神科医、臨床心理士等が、犯罪被害者等に対してカウンセリングを行う制度）については、精神科医等が指定されるため利用しにくい面があることが指摘された。

その一方で、一部の都県警察で実施されている「カウンセリング費用の公費負担制度」（警察に届け出た一定の事件の被害者に対し、精神的及び経済的負担の軽減等の必要性が認められる場合に、自己負担となるカウンセリング費用の一定限度額を支出する制度）について、犯罪被害者等が精神科医等を自らの意思で選定でき、上記委嘱制度と比べ、利用しやすいといった理由等から、「この制度を全国展開していくことが望ましい」との提言がなされた。

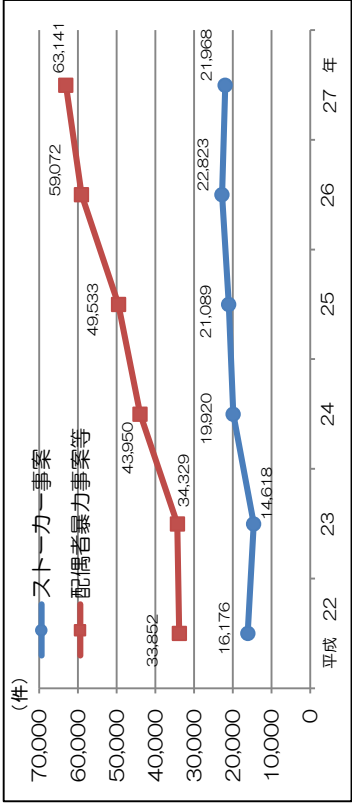
国庫補助経費の確保

報告書の提言に基づき、カウンセリング費用の公費負担制度を全国警察で導入・運用させるため、平成28年度予算において、所要の経費を都道府県警察費補助金により予算確保。29年度も引き続き要求。

「女性活躍加速のための重点方針2016」該当箇所	
大項目	Ⅱ 女性の活躍を支える安全・安心な暮らしの実現
中項目	1. 女性に対するあらゆる暴力の根絶
小項目	(2) ストーカー事案への対策の推進
細項目	① 「ストーカー総合対策」や基本計画に基づき、引き続き、ストーカー事案への厳正な対処、ストーカー事案に係る被害者の一時保護等の被害者支援の推進、ストーカー被害の未然防止・拡大防止のための広報啓発の実施等に取り組む。 ストーカー事案への総合的な対策に取り組むため、被害の態様が多様化していることを踏まえた被害者支援のほか、加害者の抱える問題にも着目した対策等について検討を行う。
該当施策名 (事業名)	ストーカー事案等の人身安全関連事案への対策の推進
当該施策の背景・目的	ストーカー事案については、全国警察を挙げて対応を強力に推進しているところであるが、平成27年のストーカー事案の相談等件数は4年ぶりに減少したものの、法施行後から平成23年までに比べ、平成24年以降は高水準で推移しており、依然として重大事件に発展するものが見られるなど、既存の施策のみでは被害者等の生命・身体の安全を確保することが困難となっている。また、「ストーカー総合対策」の趣旨及び内容を踏まえたストーカー対策の総合的な取組の確実な実施を図っているところである。
当該施策の政策手段の分類	法令・制度改正
	税制改正要望
	○ 予算
	28年度当初予算： 129,428 千円 28年度一次補正予算： - 千円 28年度二次補正予算： - 千円 29年度要求予算： 110,819 千円
	○ 機構定員要求
	○ その他(具体的に)
当該施策概要	地方財政計画
	○ 平成29年度において、 ・ ストーカー被害の未然防止・拡大防止に関する国民の理解の増進を図るためのパンフレット・リーフレットの作成等 ・ 被害者等の安全を確保するための一時避難に係る経費の一部を都道府県に補助 ・ ストーカー事案の加害者に関する精神医学的・心理学的アプローチに係る経費の一部を都道府県に補助 ・ 多機関連携によるストーカー加害者更生のための取組に関する調査研究 ・ サイバーストッキングに関する調査研究及び警察官向け研修資料の作成 ・ ストーカー事案等に係るシステムの機能高度化 等を実施し、人身安全関連事犯への対策の推進を目指す。 ○ ストーカー事案を始めとする人身安全関連事案対策等の強化のため、平成28年度における警察庁職員及び地方警察官の増員を措置した。 ○ ストーカー及び配偶者からの暴力被害の防止のため、平成28年度地方財政計画に必要経費を計上し、ストーカー及び配偶者からの暴力被害の防止に資する物品の貸出しを進めた。
担当府省庁	警察庁
	生活安全局生活安全企画課

現 状

ストーカー事案・配偶者暴力事案等の相談等件数



※平成27年中の相談等件数は、いずれも高水準で推移

- 重大事案に急展開するおそれ
- 検挙・警告等されても繰り返す、大胆な犯行
- 都道府県警察の負担増

主な対応策

- ・人身安全関連事案に対処するための体制の確立
- ・平成27・28年度地方警察官の増員

事案の各段階で対策・支援が必要不可欠

この種事案に的確に対応するためには、関係機関、家庭、学校、職場等が連携し、社会全体で、被害者支援の取組、加害者対策を行うことが必要

ストーカー総合対策 (H27.3.20ストーカー総合対策関係省庁会議)

「すべての女性が輝く政策パッケージ」(平成26年10月10日すべての女性が輝く社会づくり本部決定)」に掲げられた「ストーカー対策の抜本的強化」を踏まえた政策パッケージ

- 1 ストーカー事案に対応する体制の整備
- 2 被害者等の一時避難等の支援
- 3 被害者情報の保護
- 4 被害者等に対する情報提供等
- 5 ストーカー予防のための教育等
- 6 加害者に関する取組の推進

女性活躍加速のための重点方針2016 (抜粋)

(H28.5.20すべての女性が輝く社会づくり本部)

女性の活躍を支える安全・安心な暮らしの実現

- 「ストーカー総合対策」や第4次男女共同参画基本計画に基づき、ストーカー事案への厳正な対処、ストーカー事案に係る被害者の一時保護等の被害者支援の推進、ストーカー被害の未然防止・拡大防止のための広報啓発の実施等に取り組む。
- 被害者支援のほか、加害者の抱える問題にも着目した対策等について検討を行う。

平成29年度概算要求

ストーカー予防のための教育	加害者に関する取組の推進	被害者等の一時避難等の支援
知育・德育活動	ストーカー事案の加害者に関する地域精神科医療等との連携	一時避難
生徒対象啓発パンフレット、被害者等対象リーフレット、加害者対象リーフレットの作成等	ストーカー事案の加害者に関する地域精神科医療機関等からのアドバイス	被害者の一時避難に係るホテル等宿泊費用の公費負担
被害者等の一時避難	調査研究	被害者の一時避難に係るホテル等宿泊費用の公費負担
	ストーカー事案に関する調査研究及び警察官向け研修資料の作成	
	システムの研究機能高度化	
	ストーカー事案等に係るシステムの機能高度化	

「女性活躍加速のための重点方針2016」該当箇所		
大項目	Ⅱ 女性の活躍を支える安全・安心な暮らしの実現	
中項目	1. 女性に対するあらゆる暴力の根絶	
小項目	(4) 女性に対する暴力の予防と根絶のための基盤づくり	
細項目	① 暴力の実態が的確に把握できるデータ等の在り方について検討する。 <u>被害者への効果的な支援施策に資するための広報・周知方策について検討する。</u> 児童の性に着目した新たな形態の営業など、若年層を対象とした暴力の多様化を踏まえ、その実態把握に取り組むとともに、若年層に対する啓発活動、教育・学習の充実を図る。 児童の性的搾取等に係る対策を推進する。	
該当施策名 (事業名)	情報発信活動の推進及び防犯教室の実施	
当該施策の背景・目的	子供や女性を対象とする性犯罪等は、被害者等の心身に深い傷を残す卑劣な犯行であり、地域住民のみならず社会全体に大きな衝撃を与え、治安に対する著しい不安感を生じさせるものである。 子供や女性を守る取組として、犯罪に至らない段階での未然防止及び自衛意識の向上のための情報提供や防犯教育、自治体や民間団体が参加するネットワークとの協働による広報啓発活動等の推進に努めている。	
当該施策の政策手段の分類		法令・制度改正
		税制改正要望
		予算
		28年度当初予算：千円 28年度一次補正予算：千円 28年度二次補正予算：千円 29年度要求予算：千円
		機構定員要求
	○	その他(具体的に) 都道府県警察における取組
当該施策概要	○ 情報発信活動の推進 子供や女性を対象とする性犯罪の前兆と見られる声掛けや、つきまといの発生状況等について、各都道府県警察のホームページや不審者情報メール等を活用してタイムリーに発信することにより、被害防止に係る啓発を促している。 ○ 防犯教室の実施 企業や学校関係者と連携して防犯教室を開催し、犯罪被害の実態を踏まえた平素の防犯対策を始め、犯罪に遭遇した場合の対処方法や護身術等について実践的な防犯指導を行い、女性の防犯意識の向上を図っている。	
担当府省庁	警察庁	
	生活安全局生活安全企画課	

子供や女性を対象とする犯罪の未然防止対策

○ 子供女性安全対策班による活動

子供や女性を対象とする性犯罪等の前兆とみられる声掛け、つきまとい等の行為者を特定し、検挙又は指導・警告等の措置を講ずる先制・予防的活動を推進していくことにより、子供や女性を被害者とする性犯罪等の未然防止に努めている。



捜査員による事情聴取の状況

○ 参加実践型の防犯教室の実施

企業や学校関係者と連携して防犯教室を開催し、犯罪被害の実態を踏まえた平素の防犯対策を始め、犯罪に遭遇した場合の対処方法や護身術等について実践的な防犯指導を行い、女性の防犯意識の向上を図っている。



女子高校生に対する防犯教室の開催状況

○ 情報発信活動の推進

子供や女性を対象とする性犯罪等の前兆と見られる声掛けや、つきまといの発生状況等について、各都道府県警察のホームページや不審者情報メール等を活用してタイムリーに発信することにより、被害防止にかかる啓発を促している。



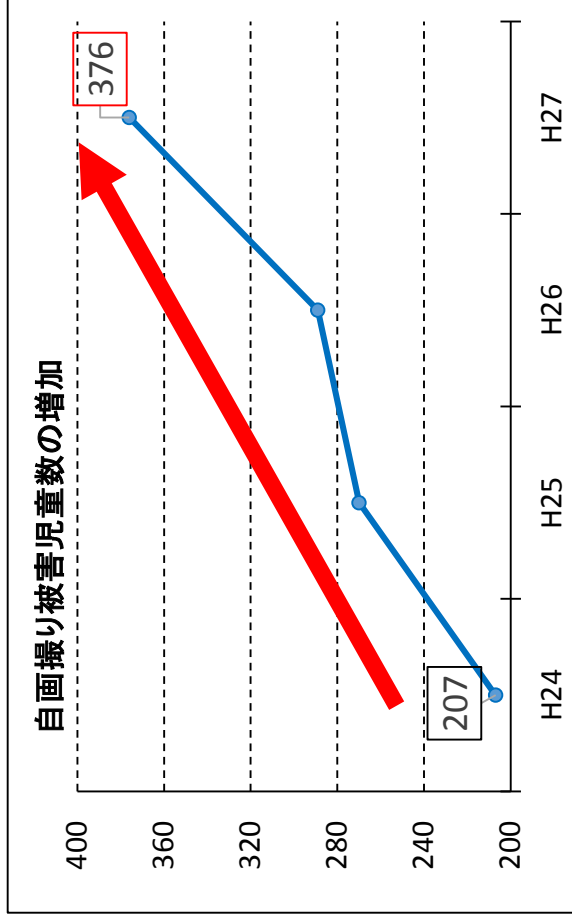
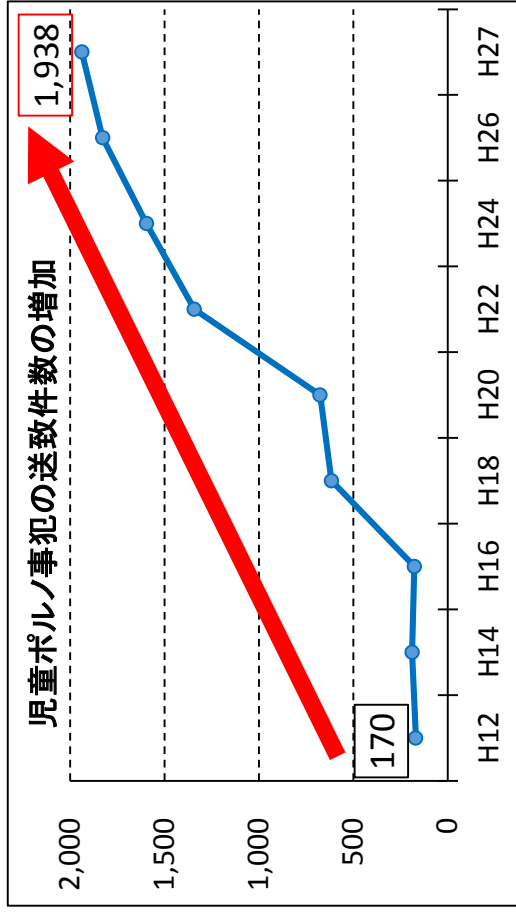
防犯教室における護身術の指導状況

「女性活躍加速のための重点方針2016」該当箇所		
大項目	Ⅱ 女性の活躍を支える安全・安心な暮らしの実現	
中項目	1. 女性に対するあらゆる暴力の根絶	
小項目	(4) 女性に対する暴力の予防と根絶のための基盤づくり	
細項目	① 暴力の実態が的確に把握できるデータ等の在り方について検討する。 被害者への効果的な支援施策に資するための広報・周知方策について検討する。 <u>児童の性に着目した新たな形態の営業など、若年層を対象とした暴力の多様化を踏まえ、その実態把握に取り組むとともに、若年層に対する啓発活動、教育・学習の充実を図る。</u> <u>児童の性的搾取等に係る対策を推進する。</u>	
該当施策名 (事業名)	自画撮り被害児童の心理特性に関する調査	
当該施策の背景・目的	児童ポルノ事犯は、平成27年における送致件数、被害児童数がいずれも統計を取り始めて以降最多となるなど深刻な情勢にある。特に、近年はだまされたり、脅されたりして児童が自分の裸体をスマートフォン等で撮影させられ、メール等で加害者に送られる「自画撮り」被害が増加傾向にあり、平成27年は被害児童数の約4割を占め、被害の防止対策が急務となっている。 このような状況を受け、自画撮り被害児童の心理特性に関する調査を実施し、その結果を分析することにより、被害の防止施策に活用する。	
当該施策の政策手段の分類		法令・制度改正
		税制改正要望
	○	予算
		28年度当初予算： - 千円 28年度一次補正予算： - 千円 28年度二次補正予算： - 千円 29年度要求予算： 35,842 千円
		機構定員要求
		その他(具体的に)
当該施策概要	全国の中高生・保護者及び自画撮り被害に遭った児童・保護者を対象として自画撮り被害に係る意識等の調査・集計を実施する。 調査後は、当該結果を分析し、非行防止教室等の被害防止施策で活用する。	
担当府省庁	警察庁	
	生活安全局少年課	

「女性活躍加速のための重点方針2016」該当箇所		
大項目	Ⅱ 女性の活躍を支える安全・安心な暮らしの実現	
中項目	1. 女性に対するあらゆる暴力の根絶	
小項目	(4) 女性に対する暴力の予防と根絶のための基盤づくり	
細項目	① 暴力の実態が的確に把握できるデータ等の在り方について検討する。 被害者への効果的な支援施策に資するための広報・周知方策について検討する。 <u>児童の性に着目した新たな形態の営業など、若年層を対象とした暴力の多様化を踏まえ、その実態把握に取り組むとともに、若年層に対する啓発活動、教育・学習の充実を図る。</u> <u>児童の性的搾取等に係る対策を推進する。</u>	
該当施策名 (事業名)	児童買春・児童ポルノ防止のための広報啓発	
当該施策の背景・目的	児童買春事犯の被害児童数は、平成26年から増加に転じており、また、児童ポルノ事犯の被害児童数は、統計を取り始めた平成12年以降、最多となるなど深刻な情勢にある。 このような状況を受け、児童買春及び児童ポルノが児童の人権を侵害する悪質な犯罪であることを一般国民に周知することで、児童の性的搾取事犯から社会全体で児童を守る。	
当該施策の政策手段の分類		法令・制度改正
		税制改正要望
	○	予算
		28年度当初予算： - 千円 28年度一次補正予算： - 千円 28年度二次補正予算： - 千円 29年度要求予算： 1,105 千円
		機構定員要求
		その他(具体的に)
当該施策概要	児童買春・児童ポルノ防止のための、一般向けの広報啓発用ポスターを作成し、全国の警察施設、駅等の公共施設の掲示板に掲出するとともに、警察庁ホームページにも掲載する。	
担当府省庁	警察庁	
	生活安全局少年課	

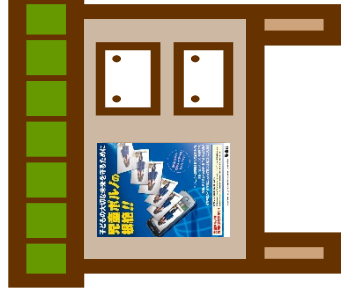
児童買春・児童ポルノ対策の強化に必要な経費

児童ポルノを取り巻く現状



対応策

- 児童買春・児童ポルノ防止のための広報啓発に要する経費

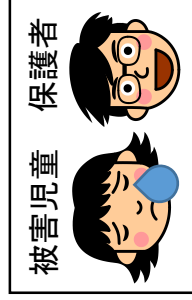
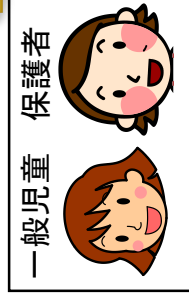


全国の警察署・交番・
駅掲示板等に掲示

- 自画撮り被害児童の心理特性に関する調査



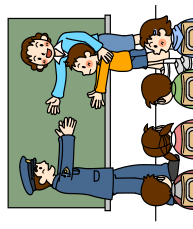
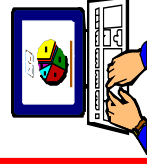
アンケートの実施



集計



分析



非行防止教室
等の被害防止
施策で活用

「女性活躍加速のための重点方針2016」該当箇所		
大項目	Ⅱ 女性の活躍を支える安全・安心な暮らしの実現	
中項目	1. 女性に対するあらゆる暴力の根絶	
小項目	(4) 女性に対する暴力の予防と根絶のための基盤づくり	
細項目	① 暴力の実態が的確に把握できるデータ等の在り方について検討する。 被害者への効果的な支援施策に資するための広報・周知方策について検討する。 <u>児童の性に着目した新たな形態の営業など、若年層を対象とした暴力の多様化を踏まえ、その実態把握に取り組むとともに、若年層に対する啓発活動、教育・学習の充実を図る。</u> <u>児童の性的搾取等に係る対策を推進する。</u>	
該当施策名 (事業名)	児童の性的搾取等に係る対策の基本計画の英訳	
当該施策の背景・目的	国際社会においては、国連特別報告者から訪日報告書の中で「娯楽産業において児童が性の商品として扱われている」と指摘されるなど、我が国における児童の性的搾取等に係る対策に対して厳しい目が向けられている。 一方、国内においては、平成28年4月以降、国家公安委員会が、児童の性的搾取等に係る対策に関し関係府省庁間の必要な総合調整等を行うこととなったところであり、これを受け28年4月以降、国家公安委員会は関係府省庁連絡会議を開催しており、28年度末には児童の性的搾取等に係る対策の基本計画を策定する予定である。 このような現状を受け、我が国における児童の性的搾取等に係る対策の基本となる前記計画を英訳し、同計画の内容を諸外国に向け発信することにより、児童の性的搾取等に係る対策に関し、国際社会での我が国に対する評価の向上を図る。	
当該施策の政策手段の分類		法令・制度改正
		税制改正要望
	○	予算
		28年度当初予算：－ 千円 28年度一次補正予算：－ 千円 28年度二次補正予算：－ 千円 29年度要求予算：640 千円
		機構定員要求
		その他(具体的に)
当該施策概要	上記関係府省庁連絡会議において検討して犯罪対策閣僚会議において決定した児童の性的搾取等に係る対策の基本計画を英語に翻訳した上で公表し、諸外国に向け発信する。	
担当府省庁	警察庁	
	生活安全局少年課	

児童の性的搾取等対策に係る当面のスケジュール(案)

H28・7・29 時点

平成28年度											
年											
月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月
児童の性的搾取等対策		○ 関係府省庁WG(課長級) 設置 ○ 関係府省庁連絡会議(局長級) 設置 ○ 国家公安委員会に総合調整権限を付与			○ 第三回WG(課長級) 基本計画骨子了承 ○ 第二回WG(課長級) 基本計画骨子検討等		○ 第四回WG(課長級) 基本計画素案策定作業開始 ○ 関係府省庁連絡会議(局長級) 基本計画骨子策定	○ 第五回WG(課長級)	○ 第六回WG(課長級) 基本計画素案了承	○ 基本計画素案 各関係府省庁内の説明	○ パブリックコメント ○ 関係府省庁連絡会議(局長級) 基本計画素案策定
											○ 与党根回し ○ 第七回WG(課長級) パブコメを受けた調整
児童ポルノ排除対策											



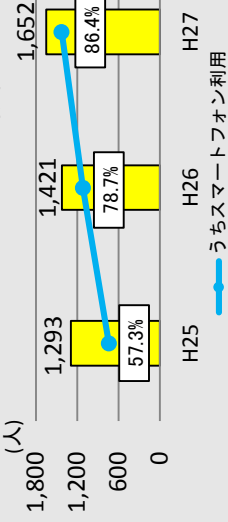
- ・ 犯罪対策関係会議
第三次決定
- ・ 関係府省庁連絡会議(局長級)
第三次案決定
- ・ 第一回WG(課長級)
第三次案了承
- ・ 児童ポルノ排除WT-WG廃止

「女性活躍加速のための重点方針2016」該当箇所		
大項目	Ⅱ 女性の活躍を支える安全・安心な暮らしの実現	
中項目	1. 女性に対するあらゆる暴力の根絶	
小項目	(4) 女性に対する暴力の予防と根絶のための基盤づくり	
細項目	① 暴力の実態が的確に把握できるデータ等の在り方について検討する。 被害者への効果的な支援施策に資するための広報・周知方策について検討する。 <u>児童の性に着目した新たな形態の営業など、若年層を対象とした暴力の多様化を踏まえ、その実態把握に取り組むとともに、若年層に対する啓発活動、教育・学習の充実を図る。</u> <u>児童の性的搾取等に係る対策を推進する。</u>	
該当施策名 (事業名)	携帯電話販売店に対するフィルタリング推奨状況の実態調査	
当該施策の背景・目的	インターネットに起因する犯罪から児童を守るためには、フィルタリングの利用率を高める必要がある。また、保護者が児童のスマートフォン等にフィルタリングを利用するのは任意であることから、全ての保護者に接触する携帯電話の契約現場において、保護者にフィルタリングの説明・推奨が適切になされることが重要である。 このような状況を受け、フィルタリング利用に係る実態調査を実施するとともに、結果等を広報啓発することで、国民のフィルタリングに対する関心を高める。	
当該施策の政策手段の分類		法令・制度改正
		税制改正要望
	○	予算
		28年度当初予算： - 千円 28年度一次補正予算： - 千円 28年度二次補正予算： - 千円 29年度要求予算： 7,808 千円
		機構定員要求
		その他(具体的に)
当該施策概要	全国の携帯電話販売店から調査対象店舗を抽出してフィルタリング推奨状況の実態調査を行う。 調査結果からフィルタリング普及の阻害要因を把握し、今後の促進方策を検討・実施することにより、フィルタリングの一層の普及を図る。	
担当府省庁	警察庁	
	生活安全局少年課	

携帯電話販売店に対するフィルタリング推奨状況の実態調査

現状

コミュニティサイトにおける被害状況



警察庁「平成27年における出会い系サイト及びコミュニティサイトに起因する事件の現状と対策について」

課題

- コミュニティサイトに起因して犯罪に遭った被害児童数は年々増加(H27 1,652人)。被害児童のうち、スマートフォンからのアクセスが8割強(H27 86.4%)。さらに、フィルタリング未加入の割合が9割強
- スマートフォンを所持する児童が年々増加(高校生9割、中学生5割弱)する一方で、フィルタリングの利用率は低調(H27 45.2%)
- 新たなアプリの出現により、スマートフォン特有の被害が多発

政府・与党の動き

- 平成27年7月、青少年インターネット環境整備法に基づく第3次計画を策定
 - フィルタリング等の実効的な青少年保護に係る取組の充実強化を図ること
- 平成28年3月、自民党・青少年健全育成推進調査会の下に設置された情報モラルPTにおいて、フィルタリングの促進方を議論
 - スマートフォンに対応したフィルタリングの説明・設定の在り方に関して検討中

要求内容

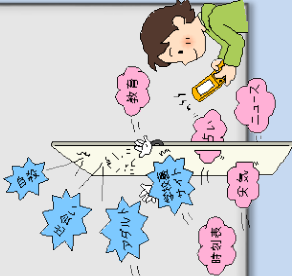
インターネットに起因する犯罪から児童を守るためにはフィルタリングの利用を高めることが必要。

全ての保護者に接触する携帯電話の契約現場において、保護者にフィルタリングの説明・推奨が適切になされることが重要。

- 警察では、これまで、ほぼ3年毎に、携帯電話販売店に対するフィルタリングの説明・推奨状況の実態調査を行ってきたところ(H22・23、H26)。
- 今般、スマートフォンを対象に、その契約現場におけるフィルタリングの説明・推奨状況等調査を実施することにより、販売店の前回調査からの改善状況を確認するとともにフィルタリングの普及の阻害要因を把握し、今後の促進方を検討・実施し、これによりフィルタリングの一層の普及を図る。

フィルタリングとは

青少年の健全な成長を著しく阻害する情報について閲覧を制限するものの。



スマートフォンの普及、フィルタリングの利用状況

スマートフォンのフィルタリング利用率

スマートフォンの所有率				スマートフォンのフィルタリング利用率			
全体	小学生	中学生	高校生	全体	小学生	中学生	高校生
H25	34.8%	6.0%	25.8%	81.1%	47.5%	50.0%	51.5%
H26	48.8%	17.1%	41.9%	90.7%	46.2%	34.1%	49.8%
H27	53.3%	23.7%	45.8%	93.6%	45.2%	27.1%	48.8%

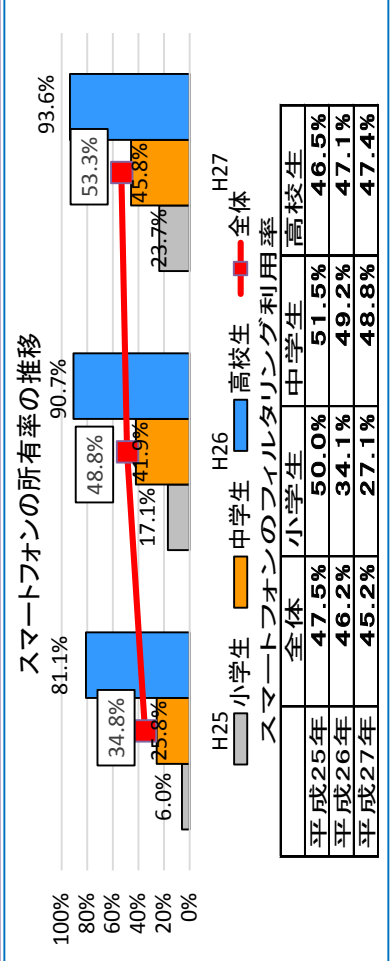
内閣府「平成27年度 青少年のインターネット利用環境実態調査」

「女性活躍加速のための重点方針2016」該当箇所	
大項目	Ⅱ 女性の活躍を支える安全・安心な暮らしの実現
中項目	1. 女性に対するあらゆる暴力の根絶
小項目	(4) 女性に対する暴力の予防と根絶のための基盤づくり
細項目	① 暴力の実態が的確に把握できるデータ等の在り方について検討する。 被害者への効果的な支援施策に資するための広報・周知方策について検討する。 <u>児童の性に着目した新たな形態の営業など、若年層を対象とした暴力の多様化を踏まえ、その実態把握に取り組むとともに、若年層に対する啓発活動、教育・学習の充実を図る。</u> <u>児童の性的搾取等に係る対策を推進する。</u>
該当施策名 (事業名)	出会い系サイト及びコミュニティサイト利用等のインターネット利用に係る児童等の犯罪被害等を防止するための啓発資料の作成・配布
当該施策の背景・目的	児童のスマートフォン所有率が上昇する一方、フィルタリング利用率の低調や、コミュニティサイトの利用に起因する犯罪被害児童数の増加等、児童を取り巻くインターネット利用に係る環境は極めて憂慮すべき状況にある。 このような状況を受け、スマートフォンに対応したフィルタリングの普及や児童のモラル教育の充実、広報啓発の推進を図ることで、コミュニティサイト利用等インターネット利用による犯罪被害等を防止する。
当該施策の政策手段の分類	法令・制度改正
	税制改正要望
	○ 予算
	28年度当初予算： 3,086 千円 28年度一次補正予算： - 千円 28年度二次補正予算： - 千円 29年度要求予算： 3,086 千円
	機構定員要求
	その他(具体的に)
当該施策概要	全国で発生している被害事例や非行事例を集約し、出会い系サイトやコミュニティサイト等のインターネット利用に係る犯罪被害等を防止するための各種リーフレットを作成し、各都道府県警察を通じて非行防止教室等の機会に活用・配布するとともに、警察庁ウェブサイトに掲載する。
担当府省庁	警察庁
	生活安全局①少年課②情報技術犯罪対策課

インターネット利用に係る児童の犯罪被害等の啓発資料の作成

現状

スマートフォンを所有する児童が増加する一方、フィルタリング利用率は低調



※内閣府「青少年のインターネット利用環境実態調査」

児童を取り巻くインターネット環境は極めて憂慮すべき状況

- スマートフォンを所有する児童(H27年)は、**53.3%** (前年比+4.5P)に増加(高校生は**93.6%**)
- スマートフォンのフィルタリング利用率(H27年)は、**45.2%** (前年比-1.0P)
- コミュニティサイトに起因する犯罪被害児童のうち、スマートフォンから当該サイトにアクセスする児童が年々増加(H27は約9割)
- 無料通話アプリのIDを交換するアプリや、GPS機能で付近の者を検索するアプリ等の出現により、スマートフォン特有の被害が多発

問題点

保護者や児童のインターネット利用に係る危険性の認識が希薄
様々な機器の登場で、多くの児童にとってインターネットが身近になるも、保護者の管理方法はより複雑に変化

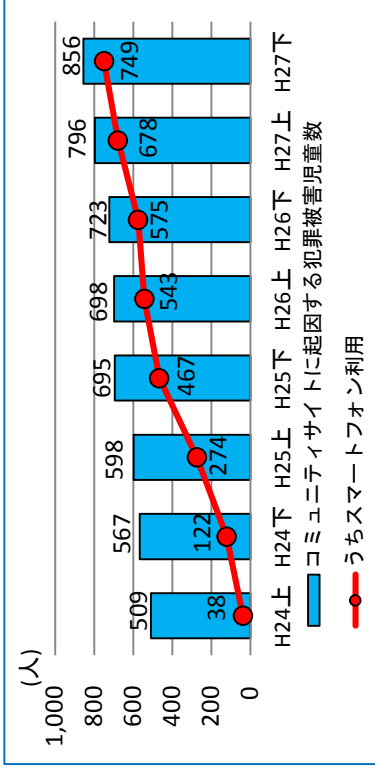
早急に対策をとらなければ状況は更に悪化

対策

- 「スマートフォン等の普及を踏まえた児童の犯罪被害等を防止するための取組の推進について(生安局長通達)」(H25.12.19)
- 保護者に対する広報啓発の強化
 - 児童に対する情報モラル教育の推進
 - 携帯電話事業者に対する要請の徹底 等

インターネットを苦手としている保護者や、インターネットを利用し始める児童にとっても、分かりやすく、インパクトのある啓発資料が不可欠

スマートフォン利用に係る犯罪被害児童の増加



※警察庁「コミュニティサイトに起因する事犯に係る調査結果」

啓発用リーフレットの作成

- 全国で発生している被害事例や非行事例を集約し、インターネット利用の危険性や注意点をまとめた保護者向けリーフレットを作成。
- 保護者説明会や非行防止教室における教材として活用するとともに、警察庁HP等にも掲載。